帯広商工会議所
ガイドブック

ホームページと併せてご活用ください　帯広商工会議所　検索

■帯広商工会議所施策活用ガイドブック

目　次

用途別目次

■商工会議所とは

商工会議所は商工会議所法に基づき設けられた地域総合経済団体です。地域経済の振興を目的に商工業者の意見を代表し、住みよい街・地域づくりを実施しています。

全国各地の商工会議所（平成26年3月末現在514か所）は企業規模・業種を超えた127万余の会員を擁しており、会員の意見、要望は帯広商工会議所の意見となり、北海道商工会議所連合会、日本商工会議所を通じ、国や北海道を動かします。

帯広商工会議所の生い立ち

商工会議所の始まりは、1599年フランスのマルセイユに設立された商業会議所であると言われています。

その後、他のヨーロッパ諸国に影響を与え、ドイツ、オランダ、スイスなどで続々と商工会議所が設立されました。一方、アメリカ、イギリスではフランスの制度を参考にしつつ、独自の制度で設立されました。

わが国では明治維新後の混乱解消、諸外国との諸問題解消を目的に商工業者団体が求められ、明治11年に渋沢栄一が発起人となり東京商法会議所が設立しました。

帯広では、大正10年2月7日、呉服商・藤本長蔵氏が帯広実業協会を結成。大正15年4月に帯広商工会、昭和14年10月には帯広商工会議所と組織を変えながら経済発展に資する事業を展開し、昭和29年4月新商工会議所法に基づく設立認可を受け今日に至っています。

帯広商工会議所の母体を築いた藤本長蔵氏

年	出来事
大正10年	帯広実業協会設立
大正15年	帯広商工会設立
昭和3年	商工会議所法施行
昭和21年	社団法人帯広商工会議所設立
昭和28年	新商工会議所法交付・施行
昭和29年	認可法人帯広商工会議所設立

■政策提言活動

　帯広商工会議所は、当地域の課題を整理し、帯広市、北海道、国に対して景気対策、規制緩和、中小・小規模企業の振興などの政策提言活動を行っています。
　街づくり要望、観光振興要望などにより、地域内の経済活動を活発化し域内経済の底上げを図る取組みを実施し、これまでに多くの要望が実現されています。

【帯広商工会議所のこれまでの要望と結果】

とかち帯広空港ダブルトラッキング化実現

長年要望を実施してきたとかち帯広空港複数路線就航（ダブルトラッキング化）がＡＩＲＤＯの就航により、平成23年3月に実現しました。

北海道横断自動車道全線開通要望を実施

十勝の優位性を高めるために北海道横断自動車道の全線開通を目指した要望の結果、平成23年10月に夕張－占冠間が開通。道央圏と直結し交流人口の増加を実現しました。

帯広屋内スピードスケート場建設実現

スピードスケートのメッカ・十勝に国際的な選手育成の観点から屋内スピードスケート場の早期建設を要望。帯広市に2億1,120万円の寄付を実施し、平成21年に実現しました。

帯広駅鉄道連続立体交差（鉄道高架）実現

20年にわたる活動で、街を南北に二分していた鉄道の高架化を実現。街が一体化され街づくりにおおきな弾みがつきました。

■経営相談

専門相談

企業経営上の課題や問題の解決について、事象により専門家（弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等）への相談が可能です。

【具体例】

〇取引先との契約における法律的根拠を確認したい
〇顧客との間にトラブルが発生したが、法律面での適切な解決方法を知りたい
〇就業規則の見直しについて専門家からのアドバイスを受けたい
〇設備投資に係る税制について知りたい
〇新商品開発に対して特許を取得したい

税務相談

帳簿のつけ方から決算・申告までの作業について個人事業主の指導を行います。

労務相談

事業所における労務問題の解決、就業規則、賃金制度、福利厚生の見直しなどについて相談が可能です。

融資相談

北海道や帯広市の公的融資制度の紹介、利用方法についての相談が可能です。通常の融資よりも金利や保証面で有利なこれらの融資制度を利用することで、企業の財政の安定化を図りつつ資金調達が可能です。

制度名	限度額（万円）	返済期間
日本政策金融公庫・普通貸付	4，800	設備資金10年以内、運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）
北海道中小企業総合振興資金・一般貸付	8，000	10年以内（うち据置1年以内）
帯広市中小企業振興融資・小企業資金	1，000	設備資金10年以内、運転資金7年以内

■経営支援

マル経（小規模事業者経営改善資金）融資制度

無担保・無保証人・低金利で利用が可能なマル経（小規模事業者経営改善資金）融資制度。帯広商工会議所の経営指導と融資の推薦を受けた方が利用可能です。

限度額	2，000万円以内
資金使途	運転資金及び設備資金
期　　間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
利　　率	年利1．45％（平成26年8月1日現在）

北海道・帯広市　中小企業支援融資制度斡旋

北海道や、帯広市が実施している中小企業振興のための融資制度について、利用方法の相談や事業計画づくりを支援し、金融機関に対して融資実行に向け斡旋を行います。

記帳・決算・消費税申告指導（個人事業主）

当所では、個人事業主の青色申告を推奨しています。日々の記帳方法や、従業員の源泉所得税の計算方法、年末調整や事業の収支決算方法について指導しています。個人事業主の確定申告（期日３月１５日まで）内容確認のほか、消費税申告（申告期日３月３１日）内容確認も実施しています。

窓口相談・巡回相談

経営相談は完全無料。
高度・複雑な相談には専門家相談も可能です。
専門家相談に係る費用は、当所が負担します。

■創業支援

創業お助け隊の活用

創業お助け隊（経営指導員）が、皆さんの夢を応援します。
創業に向けた基礎知識についての助言、具体的な事業計画・資金調達計画の作成・融資斡旋をお手伝いします。

創業融資制度	限度額（万円）	返済期間
日本政策金融公庫・新企業育成貸付	3，000	設備資金15年以内、運転資金5年以内（特に必要な場合は7年以内）
北海道中小企業総合振興資金・創業貸付	2，500	10年以内（うち据置2年以内）
帯広市中小企業振興融資 新規開業支援資金	1，000	設備資金10年以内 運転資金7年以内（うち据置1年以内）

創業セミナー

地元専門家の協力を得て、創業希望者、創業後まもない方に向けた創業セミナーを開催。
自らの描いた事業計画の実現度を高めるための方法や、事業の安定化を図るための集客方法や売上増加策など様々な経営戦略について学びます。

とかち創業支援ネットワーク会議

行政、経済団体、金融機関などの支援機関で構成されている本会議では、意見・情報交換を通じ、各種創業支援策の提供を行っています。

創業ガイドブック

希望される方に創業ガイドブックを無償提供しています。創業に向けた準備から計画作成、創業後の雇用管理について詳しく説明しています。

■人材育成

講習会事業

【階層別講習会】
職責に応じた階層別講習会を実施しているほか、新入社員研修・フォローアップセミナーを開催し、若年層から管理職層までの人材育成を支援します。

【税務講習会】
個人事業主向けの青色申告に関する知識や帳簿のつけ方の講習会を開催しています。また、公益社団法人帯広地方法人会との共催で、税務実務研修会として源泉徴収の実務、改正税法説明会、年末調整の実務など日常経理、税務申告に欠かせない知識を本講習会で習得します。

【消費税対策経営強化講習会】
消費税率改正を要因に売上減少、経営基
盤の衰弱化を防ぐことを目的に営業力・財務力強化講習会を開催し、経営力強化をはかり、安定した経営基盤を持つ強い組織づくりを実現します。

検定試験

年間８２万人が受験している商工会議所の検定試験は、統一基準で全国実施される公的な検定試験です。ビジネスの最前線に立つ全ての人に必要な知識の習得に最適です。

検定試験名	概要・習得スキル
簿記検定試験（1~3級）	企業の経理事務に必要な会計知識の習得、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力が身につきます。
販売士検定試験（1~3級）	多様化・高度化した顧客ニーズを的確に捉え、豊富な商品知識や顧客に配慮した接客技術のほか、商品開発や仕入、販売、物流を効率的かつ効果的に行うことができる「販売のプロ」を育成します。
福祉住環境 コーディネーター（1~3級）	高齢者や障がい者に住みやすい住環境を提案するアドバイザーを育成します。
カラーコーディネーター （1~3級）	業務に役立つ実践的な色彩知識を学び、販売サービス・商品開発、建築、インテリア、環境設計に活かす事のできる人材を育成します。
eco検定 （環境社会検定試験）	環境に関する幅広い知識を持ち社会で率先して環境問題に取り組む人づくりを進め、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指しています。
日商PC検定 （1~3級・ベーシック）	企業におけるPC利活用能力の高さは自身の能力評価につながります。他者と差をつける実務能力が証明されます。

■人材育成

観光検定

【十勝の観光文化検定試験　初級・上級（通称：とかち検定）】
十勝の観光文化検定試験は幅広い年齢層に十勝の自然・歴史・産業・文化・生活などの知識をより深めてもらい、十勝を訪れる人に対する観光産業をはじめとした地域全体のホスピタリティを高めることを目的に実施しています。

■検定試験対応公式テキスト
地域学とかちガイドブック（第5版）
価格：2,350円（税込）
取扱店：帯広商工会議所、ザ・本屋さん
宮脇書店、TSUTAYA（大通店、札内店、木野店）
内容：Ａ4版189ページ
第1章 自然・第2章 歴史・第3章 産業・経済
第4章 生活・文化・スポーツ・第5章 食
第6章 観光・第7章 データーファイル

【北海道観光マスター検定試験】
北海道の観光事業をさらに推進していくためには、北海道を訪れる観光客の皆様に、全道を広く周遊していただくことが重要な課題であり、訪れる観光客の皆様を温かくもてなす心を持った人材の育成が求められております。このような知識の習得、スキルの向上、道民一人一人の観光振興への意識とホスピタリティーの向上を図る事を目的に実施しています。

■北海道観光マスター検定公式テキスト
北海道観光ハンドブック（第４版）
価格：2,300円（税込）
取扱：帯広商工会議所
内容：Ｂ5版134ページ
北海道の基礎情報・北海道の自然
北海道の観光地・北海道の交通網と交通機関
北海道の歴史・北海道の祭り　等

■販路拡大

海外販路拡大支援

【貿易関係証明書】
帯広商工会議所は原産地証明書をはじめとする貿易関係証明書を発給しています。

(1) 原産地証明
原産地証明とは、「貨物の原産地を証明すること」をいいます。原産地証明書は貨物の原産地の真実性を保証するために、輸出地の商工会議所、もしくは官庁、輸出国所在の輸入国領事館等が証明する書類です。

(2) インボイス証明
インボイス証明とは、運賃送り状や輸出に先立ち海外の取引先から求められた書類、例えば見積書や注文書、確認状など、さらに船会社や航空会社により 発行された貨物運送状、保険会社により発行された保険承認書や保険証券、さらに検査会社により発行された検査証明書といった船積み関連書類などが、その発行者により正規に作成され、商工会議所に提示されたという事実を証明するものです。「Seen by the Obihiro Chamber of Commerce and Industry」という文言で証明します。

(3) サイン証明
申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。「Signature verified by the Obihiro Chamber of Commerce and Industry」の文言にて証明します。

(4) その他
会員証明、日本法人証明、営業証明など

	会員料金	非会員料金	備考
申請者登録	無料	5,000円（税抜）	登録日より2年間有効
原産地証明			
インボイス証明	1件1,000円（税抜）	1件2,000円（税抜）	1件5部以内
サイン証明			
その他			

※原産地証明書用紙20枚100円（税抜）、申請者事務マニュアル309円（税込）

■販路拡大

会報の活用

帯広商工会議所季刊誌「Ｍｙとかち」は、会員事業所の販路拡大に向けた広告掲載（有料）が可能です。会員事業所のほか、行政や十勝管内商工会、協力機関に約4,000部を発刊・送付しています。

HPの活用

帯広商工会議所ホームページのトップページに、会員事業所のホームページバナーの設置が可能です。（有料）

■**掲載期間**
原則6ヵ月（月の初めから月の末日まで）
■**掲載箇所**
帯広商工会議所トップページ広告バナースペース
■**掲載料金**
1枠63,000円（税込）（1ヶ月あたり10,500円）
■**広告規格**
表示サイズ：縦45ピクセル×横200ピクセル
データ容量：20ＫＢ程度　データファイル形式：ＧＩＦまたはＪＰＥＧとします。

会員事業所リンクページには、無料での掲載が可能です。
https://business.form-mailer.jp/fms/e7aab15d3235　からお申込み下さい。

帯広商工会議所ホームページＵＲＬ：http://www.occi.or.jp

■人脈拡大

部会

帯広商工会議所の会員事業所（正会員）は、日本産業分類に基づく業種分類によって８部会のいずれかに所属となります。部会では業界毎の課題解決に向けた事業、要望の実施をはじめ、同業他社、異業種間の人的な交流が図られ自社の販路開拓にもつながります。

部会名	主な業種等
商業部会	各種商品卸売・小売業、衣料品卸売・小売業等
観光サービス部会	一般乗合・乗用旅客自動車運送業、航空運送業、飲食店、宿泊業、理美容業等
情報メディア部会	印刷業、公共・民間放送業、広告代理業、新聞業、ソフトウェア業等
工業エネルギー部会	各種製造業、燃料小売業、一般・産業廃棄物処理業、機械修理業等
建設部会	一般土木建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、電気工事業等
運輸交通部会	一般・特定貨物自動車運送業、冷蔵倉庫業、自動車小売業、自動車整備業等
理財部会	銀行、不動産業、弁護士、公認会計士、税理士、その他専門サービス業等
医療福祉部会	病院、歯科診療所、医薬品・化粧品卸・小売業、療術業、介護事業所等

青年部

帯広商工会議所青年部は昭和63年10月に発足。会員相互の親睦を深め、企業経営者及び企業幹部としての研鑽を積み、帯広商工会議所の事業活動への参画と協力を通じて地域おける商工業の振興と発展に寄与する団体です。

女性会

帯広商工会議所女性会は女性経営者が商工会議所のもとに集い、相互の連携を密にすることによって女性経営者の社会的地位向上と自己研鑽に励もうと昭和59年に設立されました。研修、交流、地域貢献事業を通じて「行動する女性会」として社会貢献を実現しています。

■会員サービス

労働保険事務組合

労働保険事務処理が「繁雑で困っている」「忙しくて時間がない」など対応に苦慮している会員事業所を対象に、国の認可を受けた事務組合を設けて事務を代行しています。

■労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称したものであり、政府が管理・運営している強制的な保険で、原則として労働者（パート、アルバイト含む）を1名でも雇っていれば、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

■加入手続きを怠ると

事業主が故意または重大な過失により労働保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合には、過去に遡って労働保険料を徴収されるほか、被災労働者の労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収されます。また、雇用保険の加入手続きを怠っていた場合にも、罰則が適用される場合があります。

■委託対象事業者

帯広商工会議所の会員で、常時使用する従業員が次の事業主

①金融・保険・不動産・小売業、常時使用する従業員数：50人以下
②卸売・サービス業、常時使用する従業員数：100人以下
③その他の事業、常時使用する従業員数：300人以下

■委託加入のメリット

労働保険事務組合に労働保険事務を委託すると次のメリットを受けることができます。

①労働保険料の申告・納付や雇用保険の入離職手続きなどの労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務処理の手間が大幅に軽減されます。
②労働保険料を3回に分割納付でき、納付負担が軽減されます（通常は一括納付）
③事業主や家族従業員などは労災保険に加入することができませんが、労働保険事務組合では特別に労災保険に加入することができます。

■会員サービス

健康診断

企業にとって、労働者の健康管理は法律で定められた義務であり、年１回定期的に法定検診を行わなければなりません。帯広商工会議所は、会員事業所の健康診断受診率の向上を図り、企業の福利厚生充実の実現のために会員特別料金による健康診断受診が可能です。

下記受診病院は平成２６年度実績

医療機関	TEL／FAX	法定検診	オプション
新井病院 （帯広市西1条南15丁目6）	T 24−6767 F 24−6768	水、土を除く午後のみ	○
帯広第一病院 （帯広市西4条南15丁目17−3）	T 25−3121 F 25−1171	午前のみ	午前のみ
開西病院健診センター （帯広市西23条南2丁目16-27）	T 38−7541 F 38−7503	午前のみ	○
協立病院 （帯広市西16条北1丁目27）	T 35−3355 F 33−4702	全日	○
黒澤病院 （帯広市大通南4丁目1）	T 24−2200 F 22−9279	全日	○
進藤医院 （帯広市東4条南11丁目8）	T 23−3251 F 23−3253	木・土曜日は午前のみ	○
内科・循環器ハートサウンズ もりクリニック （帯広市西18条南3丁目1−21）	T 58−5077 F 58−5078	全日	○
西村内科クリニック （帯広市西5条南37丁目2−23）	T 47−4787 F 47−4788	火・木・土曜日及び Bコースは午前のみ	○
北斗病院健診センター （帯広市稲田町基線7−5）	T 47−7777 F 47−7610	全日	○
山川内科医院 （帯広市西1条南11丁目20）	T 24−3181 F 24−3182	木曜日は午後 水・土曜日は午前のみ	○

	Aコース（40歳未満、35歳除く）	Bコース（35歳、40歳以上）
内容	既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重、復位、血圧測定、視力検査、聴力測定、胸部X線（直接撮影）、尿検査（糖、蛋白、ウロビリ、潜血）	Aコース以外に心電図検査、貧血検査（赤血球数、白血球数、血色素、ヘマトリット、血小板数）、肝機能（GOT，GPT，γ-GTP、血中脂質検査（LDL，コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）、血統検査（空腹時血糖）
会員料金	4，320円（税込）	7，992円（税込）

■会員サービス

健康診断

オプション

	男性用		女性用	
腫瘍マーカー	PSA	前立腺癌で増加	CA125	主に卵巣癌などで増加
	CA19-9	主に膵臓がん、胆管癌などで増加	CA19-9	主に膵臓がん、胆管癌などで増加
	CEA	主に大腸癌などで増加	CEA	主に大腸癌などで増加
会員料金	3，240円（税込）			

しらかば共済

しらかば共済は帯広商工会議所会員の事業主、役員、従業員を対象に入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付の福祉団体定期保険です。死亡はもとより、不慮の事故による入院や高度障害のほか、帯広商工会議所独自の見舞金・祝金制度を設け、幅広く補償します。

■特徴

保険期間は1年で、自動更新です。病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間補償されます。医師による診査は不要で、告知のみで加入できます。さらに、1年ごとに制度の収支計算を行って過剰金が生じた場合は、配当金として支払います。法人が役員、従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。（法基通9-3-5）

■加入できる方

帯広商工会議所会員（特別会員を含む）の役員、事業主、従業員（家族従業員を含　む）で、平成25年7月1日現在年齢が14歳6か月を超える方から70歳6か月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超えた方は増額することができません。また、60歳6か月を超えて新規に加入の方は、Ａコース）のみです。

（加入資格・条件の詳細はしらかば共済パンフレットをご請求ください。）

■会員サービス

特定退職金共済制度

特定退職金共済制度は事業主が帯広商工会議所と退職金共済契約を結び、毎月、掛金を納付することにより、従業員が退職したときに事業主に代わって従業員に直接、退職金を支払う制度です。

■掛金は１人月額30,000円まで非課税です

事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与とはみなされません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135号）

■過去勤務期間の通算扱いができます

この制度に新規加入する以前から勤続している従業員に対しては、過去勤務期間の通算の取り扱いを受けることによって実際の勤務期間に応じた退職金を支給することができます。

・過去勤務期間通算…最高10年　・過去勤務通算口数…最高22口（22,000円）

■中小企業退職金共済制度や他の特定退職金共済制度との通算をすることができます（従業員ごと）

■毎月定額の掛金を支払うだけで、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます

■加入できる事業主（共済契約者）

帯広市内にある企業の事業主（事業所）であれば、従業員（専従者控除の対象者を除く）の加入ができます。ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満です。

■加入するときは（任意包括加入）

本制度に加入する場合には全従業員の加入が条件となります。また、加入時には従業員の同意が必要となります。事業主、役員（使用人兼務役員を除く）ただし、下記の方は加入しなくてもさしつかえありません。

・期間を定めて雇われている方　・季節的な仕事のため雇われている方

・試用期間中の方　・非常勤の方　・労働時間の特に短い方　・休職中の方
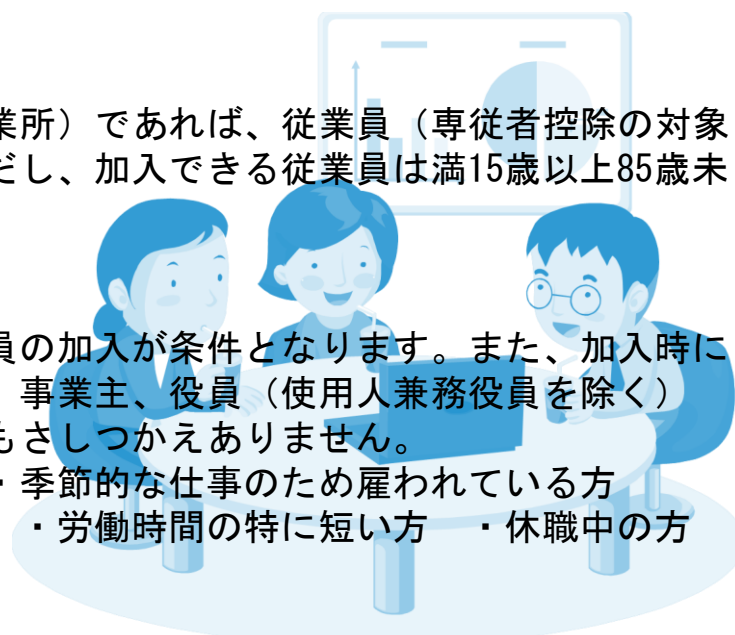
■会員サービス

小規模企業共済

小規模企業共済制度は小規模企業の個人事業主や共同経営者の方が、個人事業の廃業、個人事業の廃業に伴う共同経営者の退任、会社等の役員の方が会社等の解散などの場合に、その後の生活の安定や事業の再建などを図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。いわば**「経営者の退職金制度」**といえるものです。

■制度の特色
安心・確実な国の制度です
支払掛金にも受け取り共済金にも税制上の特典があります
節税効果を加味した実質返戻率が高いです
人生設計に合わせた共済金の受取方法が選択できます
事業資金などの貸付制度も充実しています

■加入できる方
(1)常時使用する従業員が20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主または会社役員
(2)事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
(3)常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
(4)常時使用する従業員が20人以下であって、農業経営を主として行っている農事組合法人の役員
(5)常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等士業法人の社員
(6)上記(1)に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

■掛金
掛金月額は1,000円から70,000円までの範囲で、500円刻みに自由に選べ、加入後に掛金の増額・減額もできます。

税制面での大きなメリット
支払掛金は全額所得から控除できるため、所得税・住民税の節税ができます。
受取共済金は、「退職所得」扱いまたは「公的年金の雑所得」扱いとなり、所得金の計算上で優遇されるため、税額が有利になります。

■会員サービス

セーフティネット共済

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者自らが連鎖倒産するなどの事態を防止し、経営の安定を図る共済制度です。本制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき昭和52年に発足した、いわば国がつくった「連鎖倒産防止制度」です。

■制度の特色

(1)掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付けが受けられます
(2)貸付条件は無担保・無保証人です
(3)掛金は税法上経費または損金に算入できます
(4)一時貸付金制度があります

■掛金

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内で5千円きざみで自由に選べ、加入後に掛金の増額・減額もできます。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛止めもできます。
掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

■共済金の貸付け制度

本制度に加入後6ヵ月以上経過し、かつ6ヵ月分以上の掛金を納付している場合には、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられます。
貸付の請求ができる期間は倒産発生日から6ヵ月以内です。

■加入できる方は以下の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

◇個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

◇企業組合、協業組合
◇事業協同組合・商工組合等で、共同生産や共同販売等の共同事業を行っている組合

■会員サービス

火災共済

北海道火災共済協同組合の「総合火災共済・普通火災共済」は、火災や落雷、風災、雷災、水災等のさまざまな災害や事故に対する、相互扶助精神にもとづく、皆様のための共済です。自動継続ですので、満期時の更新手続きは不要です。家財や什器備品単独でもご契約できます。

■ご契約のポイント

共済の種類と補償内容

(1) 主契約は「総合火災共済」と「普通火災共済」の2種類
　それぞれ補償範囲（共済金お支払の対象となる事故）が違います。ご希望に合わせて選択してください。

(2) 新価共済特約は補償金額がワイド
　主契約に新価共済特約をセットすることができます。共済金は新価（再調達価格）を基準にお支払します。

■ご契約の対象となる物件所在地・所有者

(1) 契約の対象となる物件所在地は、道内に限ります。
(2) 共済金を受け取りいただける方は、契約の対象所有者（被共済者）です。

■ご契約の対象

(1) 契約の対象は以下のとおりです。
　ご契約は共済の対象ごとにする必要があります。
（○：契約対象、×：契約対象外）

共済の対象	主な対象物件	住宅物件	非住宅物件
建物	建物、造作等	○	○
商品・製品等	建物内収容の商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材等	×	○
家財	建物内収容の生活用動産（家具、電化製品、衣類等）	○	○
設備・什器等	建物内収容の設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品等	×	○

(2) 建物のみのご契約では、建物以外の商品、製品等、家財、設備・什器等の損害は補償されません。
(3) 申込書に明記しないとご契約の対象とならない場合があります。
(4) 野積みの動産や総合火災共済の場合の屋外設備・自動車などは、ご契約の対象とすることができない場合があります。

■会員サービス

PL保険

■ＰＬ保険制度とは
本制度に加入した中小企業の皆様が、日本国内で製造または販売した製品や、 行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が 提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

■本制度の特長
中小企業のための専用商品による割安な保険料を実現
全国で約６万件の引受実績（３団体合計）
製造業のみならず、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象
リコール費用担保特約を付帯（任意加入）

同保険制度では、ＰＬ法に基づく賠償責任だけでなく、民法上の賠償責任（不法行為責任・債務不履行責任）も対象となってます。したがって、「製造・販売事業者」だけでなく、「建設工事業」の工事ミスなど、仕事の結果に起因する対人・対物事故も対象となり、実際にはこうしたケースへの支払いの方が多くなっています。
さらに、近年増加傾向にあるリコールにも対応。これまでリコールに対処できる保険には主に大企業しか加入できませんでしたが、同保険には部品製造・販売事業者でも加入ができ、中小企業のリコールリスクをカバーします。
保険料は、団体制度のメリットを生かして低廉に設定され、また加入方式も簡便となっています。

■製造物責任（ＰＬ）の状況
ＰＬ法の成立により、被害者がメーカーの過失を証明することなく、欠陥の証明のみで製造業者の責任を追及できるようになりました。同時に、ＰＬ法は製造業者に対し、品質管理体制の構築や取扱説明書の充実など、製品安全対策を促す間接的な圧力ともなっています。さらに消費者に対しては、製品の安全性についての意識を高める一助になったと考えられています。
製品事故にかかわる相談件数は、平成８年以降、年間８０００件前後で推移。現在もこの状況に大きな変化は見られません（財団法人国民生活センターに寄せられた件数）。
一方、リコールについては、同センターの社告データベースから、１７年４月～１８年８月に出されたもの２６９件を製品群別に分類したところ、食品・飲料品（45%）、家電・ガス石油機器（20%）、被服品（７%）の順となっています。食品・飲料品と家電・ガス石油機器で約３分の２を占めています。

リコールが多い食品・飲料分野で、その事由を見ると、「異物混入」「食中毒菌・カビの検出」など製造上の欠陥、さらに「表示ミス」「違法添加物・規格外」によるものとなっています。また、家電・ガス石油機器分野では、「発熱・発煙・発火」に関するものが半数近くを占めています。

■会員サービス

業務災害補償

■「全国商工会議所の業務災害補償プラン」は、従来型の負傷型労災（従業員の方の業務中のケガ）の補償および労働災害の責任が企業にあると法律上判断された（例えば安全配慮義務違反を問われた）場合に発生する企業の損害賠償責任（賠償金の支払いなど事業者が負担される費用）を補償するもので、現在、約４００カ所商工会議所で導入されている保険です。
全国商工会議所の「業務災害補償プラン」は引受損害保険会社によって、保険料や補償内容が若干異なるところがありますので、ご検討いただき、ニーズにあった商品をお選びいただくことができます。
本プランの保険期間は下表のとおりですが、中途加入も可能です（随時受付）。

引受保険会社名（順不同）	ペットネーム（商品名）	保険期間
東京海上日動火災保険㈱	あんしんプロテクトW	毎年10月1日午後4時 ～翌年10月1日午後4時
㈱損害保険ジャパン	業務災害補償プラン	毎年10月1日午後4時 ～翌年10月1日午後4時
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	業務災害補償プラン	毎年10月1日午後4時 ～翌年10月1日午後4時
三井住友海上火災保険㈱	業務災害補償プラン	毎年4月1日午後4時 ～翌年4月1日午後4時
日本興亜損害保険㈱	業務災害補償プラン	毎年4月1日午後4時 ～翌年4月1日午後4時
富士火災海上保険㈱	みんなの労災ガード	毎年4月1日午後4時 ～翌年4月1日午後4時

■特長（詳細な補償内容については、各損害保険会社にご確認ください）

⑴全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金
　一般加入と比べ約半額水準の掛金水準を実現
⑵労災の上乗せ補償で従業員の福利厚生の充実に対応
⑶労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
　うつ病による自殺や過労死等の新しい労災リスクに対応
⑷政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
（注）政府労災保険への加入が必要です
（使用者賠償責任保険は労災給付決定後の支払になります）。
⑸契約は無記名式。短時間労働者やパート・アルバイトも包括補償。
⑹掛金は売上高と業種で算出。掛金は全額損金参入可能。

■会員サービス

所得補償制度

病気やケガで働けなくなったとき、あなたの所得を補償する保険です。
（地震等の天災によるケガの就業不能も補償します）

■特徴

(1)病気やケガもこれで万全
病気やケガのため、仕事を休まれたとき保険金をお支払いします。

(2)毎月の保険料は500円（１口当たり）
毎月の保険料は１口当たり500円です。
被保険者１名につき制度維持費として保険料とは別に月額100円をいただきます。

(3)加入手続きが簡単
医師の診査は不要です。加入依頼書にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
（注）ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。

(4)一般の契約に比べ団体割引等の適用により割安な保険料
保険会社により割増引率等が違います。

(5)自動更新方式
加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、ご加入は自動更新となります。ただし、前年契約で保険金が支払われた場合は、制限的な加入条件となること、もしくはご加入を更新していただけないことがあります。
（注）保険料や補償内容は毎年変わることがありますので、更新時にお送りする保険募集のご案内をよくご確認ください。

(6)税法上の取扱い
個人が負担する保険料については一定の条件を満たした場合、生命保険料控除の対象になります。また、企業が負担する保険料については必要経費として処理できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
（注）なお、この「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更される場合がありますのでご注意ください。

■お支払いする保険金
保険期間中に、病気またはケガによって就業不能になられた場合、８日目以降の就業不能期間１カ月につき、加入いただいた補償金の月額をお支払いします。（ただし、１年間を限度とします）就業不能とは、病気、ケガのため医師の治療を要し、業務に全く従事できない状態を言います。
（注）本制度の保険金は、被保険者に直接お支払いします。法人等が保険金を受け取ることはできません。

■加盟資格
北海道商工会議所連合会に加盟している各地域の商工会議所会員事業所の役員・従業員およびその家族に限ります。（ただし、役員で役員報酬部分が就業不能と無関係に支払われる場合は、その役員報酬部分は保険金の支払いの対象となりません。）

■会員サービス

個人情報漏えい賠償責任保険

情報漏えい賠償責任保険制度は、商工会議所会員事業者（規模の大小は問いません）の皆様において
・外部からの攻撃（不正アクセス、ウイルス等）
・過失（セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス）
・委託先（委託先での情報漏えい）
・内部犯罪（従業員、派遣社員、アルバイト等）
などによる情報の漏えいの結果、加入者（被保険者。保険契約により補償を受けられる方）が被った経済的損害に対して保険金をお支払いするものです。

日本商工会議所は、平成１７年４月に「個人情報保護法」が施行されたことに伴い、商工会議所会員事業者の法への対策支援および負担軽減を目的に、本制度を創設。当所が保険契約者となり、参加損保会社１０社（幹事・三井住友海上）の協力のもと、運営している保険制度です。

■特長
(1) 団体割引（20%）適用による割安な保険料
(2) 情報管理体制・認証取得状況により最大60%割引
　①告知事項申告書により情報管理体制が良好であれば最大40%割引
　②プライバシーマーク、ＴＲＵＳＴｅ・ＢＳ７７９９／ＩＳＭＳの認証取得で最大30%割引。（①と合算し最大60%の割引の適用が可能）
(3) 漏えいの時期を問わず補償
(4) 幅広いリスクカバー
　①クレジットカード番号、死者情報、従業員情報（ただし、見舞金・見舞品費用は対象外）、紙データの漏えいも対象
　②一般に予防策を講じにくいとされている、使用人などの犯罪リスクによる損害も補償
(5)「情報漏えい時の対応ガイド」の提供
(6)「リスク診断サービス」（無料・任意）の提供
(7) 個人情報・法人情報のいずれにも対応

■加入条件
本制度に加入できる方は商工会議所の会員事業者で、規模および法人・個人事業主の別は問いません。

■会員サービス

JANコード

ＪＡＮコードはＰＯＳシステムをはじめ、受発注システム、棚卸、在庫管理システムなどに広く利用されています。このコードを使用するには、一般財団法人流通システム開発センターへのＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）の登録が必要です。帯広商工会議所はＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）の新規登録、更新手続きを受け付けています。

■ＪＡＮコードとＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）について

ＪＡＮコードとは世界約１００か国以上の流通業で利用されている同じ規格の商品識別番号で、バーコードとして商品に印刷されています。コードは商品を識別する１３桁（標準）もしくは８桁（短縮）の数字で表し、スーパーやコンビニエンスストアなどのレジでの精算処理、販売情報の管理や、商品の受発注、 検品、棚卸などに活用されています。
ＧＳ１コード（ＪＡＮ企業コード）はＧＳ１（流通コードの国際的な標準化推進機関）が定めたコードで、事業者を国際的に唯一に識別する番号です。ＪＡＮコードが表示されている商品の「どこの事業者」の商品かを表す番号が、ＧＳ１事業者コード（ＪＡＮ企業コード）です。

汚染負荷量賦課金

汚染原因物質を排出している（排出した）事業者で所定の用件に該当するもの（納付義務者）は、独立行政法人環境再生保全機構に対し汚染負荷量賦課金を申告・納付することとなっています。帯広商工会議所は、この汚染負荷量賦課金の申請に必要な書類の配布、説明会を実施しています。

公害健康被害補償制度の概要	申告･納付義務者の要件
公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)をばい煙発生設置者または特定施設設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付するものです。	次の要件を満たす工場･事業場を有している事業者、または有していた事業者は汚染負荷量賦課金を申告･納付する義務があります。 1. 昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。 2. その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。 3. その施設が設置されていた工場･事業場における最大排出ガス量の合計が指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。 (1)旧指定地域　5，000㎥N/h (2)その他地域　10，000㎥N/h

■会員サービス

貸会議室

会議や、展示会、講習会などに利用可能な会議室を完備しています。

■大会議室

200.0㎡：120人まで収容可能。大人数会議、講習会の開催や、展示会などの利用に適しています。会場はお客様による設営も可能ですが当所にて指定されたレイアウトでの設営サービスも行なっています。

■中会議室Ａ・Ｂ

中会議室Ａ:125.4㎡・中会議室Ｂ:74.6㎡
50～70人まで収容可能。小規模での講習会、勉強会などの利用に適しています。

■研修室

84.5㎡：45人収容可能。講習会、勉強会や小規模の展示会などの利用に適しています。

■第一会議室・第２会議室

37.6㎡：18人収容可能。会議や、面接など少人数での利用に適しています。

■６階の貸会場フロアに無線ＬＡＮアクセスポイントを設置。光ファイバー・下り１００Ｍｂｐｓの高速インターネット回線に接続し、安定した通信環境を提供しています。
会議や講習会、説明会など幅広い用途で、移動式プロジェクター、スクリーンのご利用と併せ、IT時代にふさわしい貸会場をご利用ください。

■会員サービス

貸会議室

■備品

下記備品の貸出を行なっています

（有料） マイク（大会議室使用時に使用可能）
プロジェクター（大会議室では、固定プロジェクターまたは、移動式プロジェクター、その他の会議室では移動式プロジェクターの利用が可能です）
テレビモニター、ビデオデッキ、ＤＶＤプレーヤー

（無料） プロジェクター用スクリーン
ホワイトボード
黒板

■会場料金

大会議室（会員料金・税抜）
午前9時～午前12時　9,000円、午後1時～午後5時　11,000円
午後6時～午後9時　12,500円、終日利用:32,000円

中会議室Ａ・Ｂ（会員料金）
午前9時～午前12時　6,500円、午後1時～午後5時　7,000円
午後6時～午後9時　8,000円、終日利用:20,500円

研修室（会員料金）
午前9時～午前12時　5,000円、午後1時～午後5時　6,500円
午後6時～午後9時　7,000円、終日利用:17,000円

第１会議室・第２会議室（会員料金）
午前9時～午前12時　3,000円、午後1時～午後5時　4,000円
午後6時～午後9時　4,500円、終日利用：11,000円

なお、非会員利用の場合、上記料金の３０％増、地区外の方の使用の場合、更に２０％の室料料金が追加となります。また、土・日・祭日利用は２０％、展示会使用の場合は３０％の室料料金が追加となります。

■有料備品（税抜）

マイク：1本3,000円　追加（1本につき）500円
プロジェクター　会員2,000円、非会員4,000円
テレビモニター、ビデオデッキ、ＤＶＤプレーヤー
会員2,000円、非会員4,000円

■会員サービス

貸事務所

■帯広経済センタービルの３、４階は、事務所としての利用が可能です。市内中心部に事務所を設けることで利便性が高まります。

■場所　〒080-0013　帯広市西3条南9丁目1
■構造　鉄筋コンクリート・一部鉄骨鉄筋コンクリート
■貸室　11.46坪～19.54坪
■料金　室料・共益費・敷金等問合せ下さい

帯広商工会議所総務運営部総務課
※空室　３階…２室、４階…１室

会員交流事業

■ビジネス上の繋がりだけでは無く、スポーツ交流会や会員企業の就業者限定の婚活パーティーを開催しています。同業・異業種の方々との懇親を深め、素敵な出会いと交流の場をご用意します。

■会員交流事業ボウリング大会
毎年会員事業所から１００人が参加して開催しています。競技後は、懇親会と表彰式を行っています。

■婚活パーティー　「おびコミ」開催
会員企業に就業している方限定の婚活パーティーを開催しています。昨年は８組のカップルが成立、第１回開催時のカップルからは、めでたく結婚の嬉しい報せも届きました。

■会員サービス

各種表彰事業

■従業員勤続表彰のほか、当地域において永きにわたり事業活動を通じ地域発展に寄与された事業所を表彰する老舗事業所表彰を執り行っています。

■商工従業員永年勤続者表彰式
永年に亘る事業所への従事をもって、地域経済発展に尽力された商工従業員に対し、当所ではその功労を讃える商工従業員永年勤続者表彰式を実施しています。

【表彰対象】
（1）帯広商工会議所会員及び帯広市内に事業所を有する企業の従業員（役員は対象外）
（2）勤続5年以上の従業員を5年毎に表彰。この5年間に一度表彰された方は、次の勤続表彰区分の勤続年数に達するまで表彰できません。
（3）途中退職し、同一事業所に復職した場合は勤続年数を通算します。

【表彰内容】
帯広商工会議所会頭名による表彰状並びに記念品を授与します。
但し、勤続20～29年の方には、北海道商工会議所連合会会頭と帯広商工会議所会頭の連名、30年以上の方には、日本商工会議所会頭と帯広商工会議所の連名による表彰状を授与します。

【事業所負担金】

勤続表彰区分	会員事業所	非会員事業所
5～9年	3，190円	5，350円
10～14年	3，700円	5，860円
15～19年	4，220円	6，380円
20～24年	6，380円	8，540円
25～29年	8，430円	10，590円
30年以上	10，490円	12，650円

■会員サービス

情報提供

■会報「Ｍｙとかち」の発刊・配布

帯広商工会議所会員事業所には、１、４、７、１０月に会報「Ｍｙとかち」をお届けします。会報には会員事業所情報のほか、帯広商工会議所の事業案内、検定試験情報などを掲載しビジネスにおける情報誌として活用頂けます。

【会報Ｍｙとかち概要】

●１、４、７、１０月に各３，８００部発刊
●会員事業所に無償配布
●Ａ４版
●内容
　職人の技…会員事業所の業務・職人を紹介
　潮流…帯広商工会議所重点事業活動を紹介
　カウンセリング・アイ
　　…企業メンタルヘルス充実に向けた連載
　十勝の宝物…「十勝・帯広」の魅力紹介
　Ｍｙとかちトピックス
　　…最新トレンド、ホットスポットを紹介

■メールマガジンの発刊

帯広商工会議所会員事業所でメールアドレスを登録している企業様には、毎月１、１５日の２回定期的にメールマガジンを配信しています。
メールマガジンは経営に役立つ情報を中心に、地元でのイベント情報も配信しています。

【メールマガジン概要】

●毎月１、１５日定時配信
●イベント情報などは随時配信
●テキスト形式による登録企業に同報配信
●配信内容
　帯広商工会議所が主催する講習会等情報
　国や北海道、帯広市が実施する各種事業、補助金制度、検定試験情報、各種イベント情報など

【帯広商工会議所メールマガジン第91号 2014年8月15日配信】

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
帯広商工会議所メールマガジン第91号
URL：http://www.occi.or.jp
E-mail：info@occi.or.jp
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■2014年8月15日配信
＝今月号の表紙＝
http://www.occi.or.jp/action/kouhou/post-6.html

　十勝管内で一番大きな夏祭り「おびひろ平原まつり」が、8月14日から8月16日までの3日間の日程で開幕しました。期間中、様々なイベントが平原通りを彩ります。
　盆の入りを迎え、夏祭りシーズンも残り少なくなりましたが、秋にかけても市内では多くのイベントが予定されています。当所でも「とかちマルシェ」や「とかちばん馬まつり」など、開催に向け準備が進められています。イベントの参加募集の情報は本メールマガジンでもお報せしていますので、ぜひご検討ください。

このメールマガジンは等幅フォントで表示する（すべての文字がおなじ幅で表示される例えば「MSゴシック」など）と読みやすくなります。

≪≪≪≪ＣＯＮＴＥＮＴＳ≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫

■イベント　おびふぇす～集まれ！北海道のうまいもん：8月23日から2日間開催
■イベント　とかちばん馬まつり：人間ばん馬・人間ダービー　参加申込受付中
■イベント　第3回婚活パーティー「おびコミ」：参加申込受付中
■イベント　とかちマルシェ：9月6日より2日間開催
■セミナー　消費増税対策経営力強化ゼミナール「基礎知識編」
■セミナー　日商簿記検定3級取得講座：8月29日申込締切
■セミナー　フォローアップセミナー：9月16日開催
■セミナー　フードビジネス支援セミナーin帯広：8月29日開催
■お知らせ　会員向け健康診断（法定健診）：9月1日から実施
■お知らせ　休眠会社・休眠一般法人みなし解散の登記について
■検定情報　第42回2級販売士検定：10月1日実施
■地域情報　地域のイベント情報

■会員サービス

情報提供

■ホームページ

帯広商工会議所のホームページ（URL：http://www.occi.or.jp）は、随時更新を行い、最新の情報を公開しています。

【ホームページの概要】

- ●地域振興…政策提言・要望受理、各種事業活動紹介、会議所広報紹介
- ●会員サービス…表彰、健康診断、各種共済、JAN企業コード他制度紹介
- ●経営支援…融資制度、経理、税務情報、労務情報、創業支援制度紹介
- ●講習会・検定…各種講習会、検定試験情報、検定試験テキスト販売先紹介
- ●調査・統計情報…大型店・スーパー売上実績、歩行者通行量調査結果公表
- ●会議室・貸事務所…貸会場料金、貸事務所募集案内
- ●組織・入会…組織沿革紹介、事業計画、報告、予算、決算公表、入会案内
- ●地域情報…帯広・十勝のイベント等のトピックス紹介

■入会のご案内

■商工会議所は、商工会議所法によって運営されている特殊法人で、商工業の振興を目的として活動し、地域を代表する唯一の地域総合経済団体です。地域経済の牽引役として商工業者の総意を結集し、その振興に全力を挙げて取り組んでいます。
一社でも多くの商工業者の皆様にご入会頂き、商工会議所活動に参加頂くことで、地域商工業者全体の繁栄につなげ、活力あるまちづくりを進めるものです。

会員資格

■帯広市内に本支店を有する事業所、営業所、事務所、工場などの事業所を有し事業を行っている商工業者の方であれば、規模、業種を問わず入会が可能です。（商工業者ではない事業所の方は特別会員として加入が可能です。）
■会員加入申込書を提出頂いた後、所定の手続きを経て加入が承認されます。

年会費

■会費は口数によって金額が決定しており、年間１０，０００円（２口）よりお願いしています。
■法人企業者、出先企業は下記の区分での入会をお願いしています。

地元企業の場合		
法人		団体
資本金500万円以下	2口以上	5口以上
資本金2,00万円以下	3口以上	
資本金1億円未満	5口以上	
資本金1億円以上	10口以上	

出先企業の場合	
個　人	3口以上
法　人	5口以上

■会費は損金算入が可能です。
■入会を希望される方、詳しい話をご希望される方はご連絡（TEL:0155-25-7121／総務運営部総務課まで）下さい。

帯広商工会議所

THE OBIHIRO
CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

【本所】
〒080-8711
帯広市西3条南9丁目1 帯広経済センタービル5階
TEL. 0155-25-7121 FAX.0155-25-2940
e-mail. info@occi.or.jp

【まちなか支所】
〒080-0011
帯広市西1条南9丁目 コンビクションビル1階
TEL.0155-28-4774 FAX.0155-28-4773

ＵＲＬ：http://occi.or.jp